

白藍塾オリジナル

2011入試小論文分析&解答のヒント

2011年3月発行

白藍塾の入試小論文分析は、他の予備校と違って、その問題に対して受験生がどのようにアプローチすればよいのかを具体的に説明している。そのため、この分析を参考にすれば、誰でも合格レベルの答案を書けるはずだ。該当の大学・学部の志望者は、ぜひ、これを読んで、自分で実際に答案を書いてみてほしい。

執筆・樋口裕一・大原理志・大場秀浩

●慶応・法学部

課題文は少し込み入ったところがあるが、整理して読めば、それほど複雑なことを語っているわけではない。「抵抗権」に限定しておおまかに整理すると、およそ次のように語っている。

筆者は「抵抗権」を2種類に分けて考えている。①抵抗する権利を国民に保障していない国で抵抗する権利と、②抵抗する権利（争議権など）を国民に保障している国で抵抗する権利である。

②の「抵抗する権利を国民に保障している国での抵抗権」については、この権利は実定的（法律用語で、「実定法」とは、実効性を持っている法のことをいう。つまり、「実定的」とは「法に基づいている」というほどの意味と考えるとよい）である。だから、法実証主義者（法律を何よりも重視する人々）もこの権利を認める。この権利は、例外的に、条件付きで定められた範囲内で抵抗することが認められているとみなすべきものだ。

それに対して、①の「抵抗する権利を国民に保障していない国での抵抗権」（実定法を超えた抵抗権）が認められるかどうかについては、法哲学の問題であって、法実証主義者は、これを認めない。これを認めるかどうかは、良心の問題ということになる。実定法と国家権力によって強制されていることが不正だとすれば、良心にしたがって抵抗する義務があり、権利があると考えられる。民主的な政体であれば、さまざまな抵抗権を法によって認めるが、それでも完全ではないので、法に定められていない抵抗権をもってよいはずだ。

つまり、筆者は、法で認められていない内容であっても、国家に抵抗する権利を持つ（つまり、「実定法を超えた抵抗権は認められる」と考え、その根拠を説明しているわけだ。

この課題文を読んで、筆者の抵抗権についての捉え方を整理したうえで、実定法を超えた抵抗権について具体例を交えて論じることが求められている。

要するに、課題文の筆者は「実定法を超えた抵抗権」（つまり、法律で認められていない抵抗権）を認める立場に立っているのです、それが正しいかどうかを考えればよい。

課題文に賛成する場合には、独裁社会などで、法に定められていない抵抗をしてこそ、権力者を倒して国民のためになる社会を築くことができることを、東欧や中東、アフリカなどの社会を例に挙げて示すと良いだろう。また、かつてアメリカ合衆国で良心的兵役拒否が問題になったことを挙げてよいだろう。兵役は国民の義務であったが、ベトナム戦争において良心に基づいてそれに抵抗する人々が現れ、結果的にそのような権利も認められるようになった。これは、民主主義国において抵抗権が認められた例といえるだろう。

課題文に反対して、「実定法を超えた抵抗権」を否定する場合には、そのような抵抗権を認めてしまうと、過激派や宗教集団のテロまでも認めることにつながりかねないこと、正当な抵抗とテロ集団の反乱を明確に分ける基準がないことなどを論じることができる。

実際の書き方としては、はじめの300字程度で筆者の抵抗権についての捉え方を説明し、そのあとでその是非を問題提起して論じる形をとるとうまくいく。

◎執筆者の許可なく本紙の全部もしくは一部を無断転載、無断複写することを固く禁じます。

発行・白藍塾総合情報室（03-3369-1179）

<http://www.hakuranjuku.co.jp>